

業務仕様書

1 業務名

にし阿波ブランド認証品のインターネット販売アドバイザー事業請負委託業務

2 業務の概要

にし阿波（徳島県西部：美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）地域は、急峻な山肌に集落が切り開かれ、世界農業遺産にも認定されたこの地域独自の農文化や食文化が根付いている。

協議会では「にし阿波の傾斜地農耕システム」（以下：農耕システム）で栽培された農産物やその加工品を「世界農業遺産にし阿波のブランド認証品」（以下：ブランド認証品）に認定し、ブランド化に伴う農業者の所得向上への取組を行っている。

この度、ブランド認証品の積極的な販売を目指す農業者や加工業者に対し、インターネットを活用した販売推進、ふるさと納税の返礼品登録を行うための支援アドバイザー事業を行う。またブランド認証品の販売促進に向けた独自事業を実施するものである。

これら事業を行うことによりブランド認証品の販売ルート等を広げ、農業者の所得向上を図り、農耕システムの次世代への継承を目指す。

3 実施体制

実施主体：徳島剣山世界農業遺産推進協議会

4 業務内容

ブランド認証品の積極的な販売を目指す生産者や加工業者に対し、次の業務を実施する。

（１）ブランド認証品の出店及びふるさと納税登録の個別支援業務

・支援の例：訪問支援、電話支援、写真撮影支援、サイト登録支援、キャッチコピー提案、デバイス操作支援を行う。

（２）インターネット販売支援及びふるさと納税登録の事前把握と勉強会の実施

・実施の条件：ネットショップを比較検討し、適したサイトを提案する。各市町のふるさと納税サイトの登録等の勉強会を実施する。

（３）ブランド認証品の販売促進に向けた独自事業提案と実施

・独自事業の例：イベント実施、試験販売、ブランド化、流通促進、アンケート調査など、積極的な提案と実施を行うこと。

5 成果物

事業実施内容を整理した実績報告書（A4、カラー印刷）２部

上記の報告書データを収録したCD-R：２部

6 特記事項

- （１）業務の実施に当たり実施主体と十分に打合せ協議をしながら事業を進めること。
- （２）業務対象者はブランド認証品登録者である81件の農業者や加工業者、及びブランド認証品登録への申請を検討している農業者や加工業者とする。
- （３）業務に要する資料作成及び機器の手配等は受注者の負担とする。作業中に施設の設備等に損害を与えたときは、速やかに発注者に報告するとともに、賠償の責任を負うものとする。なお、第三者に対しても同様とする。
- （４）契約履行過程で生じた成果物や資料の著作権は当方に帰属する。成果物の写真、キャッチコピーなど全ての使用权を譲渡すること。発注者による自由な加工・二次使用ができることを要件とする。
- （５）勉強会や説明会等の会場使用料、資料作成料、案内文送料等の経費は受注者の負担とする。
- （６）成果物の送料及び保管料については受注者の負担とする。
- （７）業務完了時に成果物を提出すること。
- （８）仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 期 間（履行期限）

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

8 予算額

上限額2,000,000円（税込み）

9 検収場所

発注者において指示する場所

10 請負代金の支払い

成果物の検収後速やかに支払うものとする

11 書類提出先及び問い合わせ先

（書類提出先）

〒779-4101

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3

徳島剣山世界農業遺産推進協議会

（事務局：つるぎ町役場産業経済課内）

TEL：0883-62-3111